

議案第27号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

【趣 旨】

小学校就学前の子どもに対する教育、保育及び子育て支援事業を総合的に実施するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受ける同法第2条第2項の幼稚園として、令和6年4月1日から幼稚園型認定こども園（以下「こども園」という。）を設置し運営するにあたり、所要の規定を整備する必要がある。

また、令和6年度の組織改正を行うにあたり、所要の規定を整備する必要があるため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【根拠法令】

- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- ・ 地方公務員法
- ・ 三田市立認定こども園条例

【内 容】

①三田市立認定こども園関係

三田市立認定こども園の設置・運営に伴い、行政職給料表級別職務表（別表第1の2（その1）関係）に「認定こども園」を追加する。

②令和6年度組織改正

組織改正により室を廃止するにあたり「室長、担当室長、室参事」を廃止する。これに伴い、行政職給料表級別職務表（別表第1の2（その1）関係）のうち、7級の適用を受ける職員から「室長、担当室長、室参事」を削除する。また、危機管理監について、部長級に位置づけるため所要の整備を行う。

【施行期日】

令和6年4月1日